

十和田市認定新規就農者支援事業

目 的

市内の認定新規就農者に対して、経営資金を手厚く補助することにより、新規就農者の経営安定を図る。

内 容

1. 事業を利用できるかた

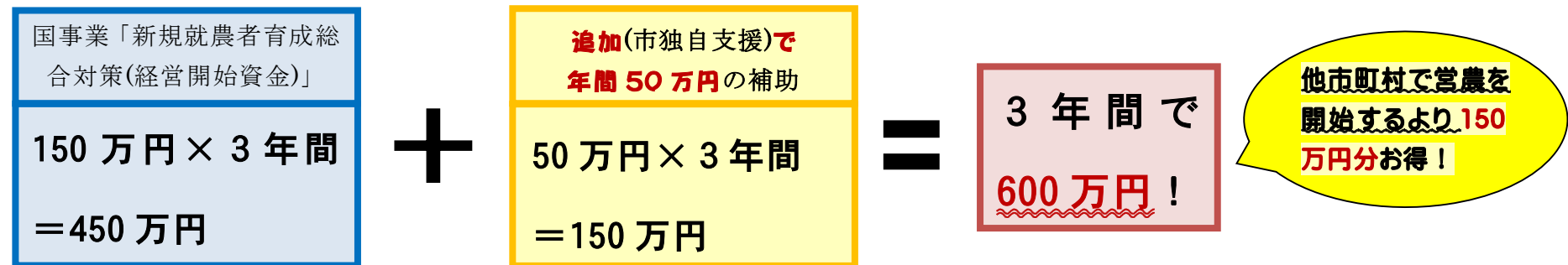
国事業「新規就農者育成総合対策(経営開始資金)」を利用開始するかた。

※「新規就農者育成総合対策(経営開始資金)」とは、新規就農者の経営資金として経営開始から3年間（1年あたり150万円）補助金を交付する事業です。事業を利用するためには要件が様々ございますので、下記までお問い合わせください。

2. 助成金額

交付金額は年間50万円（夫婦型の場合は75万）。※経営開始資金で交付する年間150万円（夫婦型の場合は225万円）に上乗せ

3. 助成イメージ



【問い合わせ先】

十和田市役所 農林畜産課 水田政策係 ☎0176-51-6741

